

令和5年度第1回

伊丹市廃棄物減量等推進審議会

議 事 録

伊丹市廃棄物減量等推進審議会

日 時：令和5年(2023年)7月3日(月)14時00分から16時00分まで

場 所：伊丹市役所 議会棟4階 議員総会室

出席委員：小島委員 渡辺委員 石田委員 小川委員 中村委員 山田委員 黒瀬委員
出島委員 岸田委員 山崎委員 間委員 中井委員 大河内委員

欠席委員：曾根委員

傍聴者：2名

事務局：須磨市民自治部長 森田市民自治部参事 谷環境クリーンセンター所長
田中減量推進課長 前田生活環境課長 大野環境クリーンセンター業務課長
山田環境クリーンセンター総務課長 村上環境クリーンセンター主幹

配布資料：議事次第
委員名簿
会場配置図
資料1 伊丹市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について
資料2 伊丹市の一般廃棄物処理に関する基本情報
資料3 令和5年度以降のごみ減量の取組みについて
伊丹市廃棄物処理基本計画
ごみと資源物の分け方と出し方

(1) 開会

(2) 委嘱状の交付

(3) 委員紹介

(4) 会長の選任及び会長あいさつ

伊丹市廃棄物減量等推進審議会規則第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により小島委員に決定。

(5) 副会長選任

委員の互選により渡辺委員に決定。

(6) 諮問

意見を求める内容

「ごみ減量に関する施策について」

(7) 市長あいさつ

(8) 事務局の紹介

(9) 議事

会長 それでは議事に入る前に、本日の会議録の署名員につきまして、岸田委員と中井委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 はい

会長 それでは、よろしくお願いをいたします。
それでは、議事に入りたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。

資料1 伊丹市の一般廃棄物基本計画の進捗状況について

(事務局より説明)

資料2 伊丹市の一般廃棄物処理に関する基本情報

(事務局より説明)

委員 法律によって一般廃棄物と産業廃棄物に分かれており、一般廃棄物は生活系と事業系に分かれているという説明であったが、生活系一般廃棄物は家庭系ごみとイコールという認識でよいか。

事務局 そのとおりです。

委員 地域で行う夏祭りや地域の清掃活動で排出されるゴミは事業系ごみですか。

事務局 事業系ごみは、伊丹市内で事業所から事業活動により排出されるごみ。地域清掃や自治会などの地域活動で排出されるごみは、家庭系ごみで回収しています。

委員 地域で行う夏祭りで排出されるごみは、コンテナを用意してもらっていますが、事業系ごみですか。

事務局 地域での行う夏祭りについては、家庭系ごみです。
まちなかバルや、アースデイなどのイベント活動で排出されるごみに関しては事業系ごみになります。

資料3 令和5年度以降のごみ減量の取組みについて

(事務局より説明)

会長 いま事務局から家庭系のごみの減量に対する課題認識について説明がありました。そのつぎに事業系とありましたので、順番にお諮りしていきたいと思います。

まずは、家庭系ごみの減量に対する課題の認識について、ご意見やご提案、あるいはご質問等ありますか。

人口1人あたりのごみの量が、非常に少ない。都市部にありながら少ない都市というのは、非常に珍しく、たいへん優秀な成績になっているところは、面白いところでなんですけども、とは言え例えば人口10万人未満の小さな都市であれば、1人あたりのごみの量が、もっと少ないところもありますので、まだできる余地があるのではないかとということで、こちらの様な対策をご提案されていますけども。

委員 高齢者のひとり暮らしが、マンションでも一戸建てでもすごく多くなっている。1人暮らし高齢者が亡くなった時に残される荷物はたくさんあり、空家を解体する場合もごみは排出される、将来的にごみの減量を考えていく上で、この1人暮らし高齢者が残す家財道具や家については、影響があるのか。どのように考えたらいいか。

事務局 遺品整理の際、使えるものを捨ててしまうことについては、できるだけリユースできるよう、市民に啓発することを研究しています。

事務局 家屋解体のごみについては、すべて産業廃棄物になりますので、一般廃棄物処理基本計画の内容には含まれません。

委員 すべて産業廃棄物でカウントされるのか。

事務局 亡くなった方の家の中に残された家財道具については、一般廃棄物になります。転居でも不要な家財道具は発生しますので、あまりミクロに捉えなくても良いのかなと思います。

ます。家を解体した時に排出される建築材は、解体した業者が産業廃棄物として処理します。豊中市伊丹市クリーンランドには、搬入されないものと認識していただいたら結構かと思います。

委員 あまり影響は、考えていないということですね。

事務局 はい。

会長 ほかに家庭系ごみ減量に関する課題について何かご意見やご質問ありますか。

委員 資料5 ページの課題について、地域の資源回収で集まった缶などを持ち去っている人を見かけるが、どうにかならないか。

会長 持ち去りについては、どのようにお考えでしょうか。

事務局 持ち去りにつきましては、監視パトロールをし、通報にもとづいて、発生した曜日・時間に合わせて現地で見張りをして防止に努めています。条例に従って指導していくようにしていきたいと思っております。

会長 ほかに家庭系ごみについて何かございませんか。

委員 ダウンのリサイクルについて、身近に引き受けてもらう場所があれば。布団なども家から近いところでリサイクルに出したい。

会長 拠点回収等でダウンジャケット等の回収については、どのようにお考えですか。

委員 拠点回収などで、毎週でなくても月1回だけという形でも良いのかなど。

事務局 例えば使い捨てコンタクトのケースをコンタクトのアイシティという企業が回収をしたり、第一三共の製薬会社が、薬のパッケージを薬局などにポストを作って回収を始めている。

回収することそのものがビジネスベースに乗りはじめている。例えば羽毛が貴重になりビジネスベースに乗っていくが、水銀などは危険で回収を行政で担い続けなければならないところがある。すべての資源物を行政でという時代が、少しずつ変わってきているのかもしれないという考えではあります。

会長 ほかにございますか。

委員 フリーマーケットは昔からあるが、今はメルカリなどで、スピーディに個人間取引することが若い世代を中心に広がっている。フリーマーケット・メルカリなどを活用するなどして、不用品がまた誰かの「使えるもの」になるというような仕組みがつくれて、物がうまく循環していけばいいと考えます。
拠点回収があってもそこまで持っていけない方もいる。誰かが取りに来てくれれば出せるけども、普段のごみももう出せないの、ごみ出しのボランティアの方に来て出してもらっている人が、これからどんどん増えていくと思います。
そういうごみ出しが困難な方の不用品が、ごみ減量と物を大切にしようとする意識とマッチして、うまくいかないかなとよく地域の方と話をしています。

会長 ありがとうございます。何かコメントございますか。

委員 集団回収とかに出される中古衣料とは別に、ダウンとか高価な衣料は売却することができるという話ですが、リサイクルにあたって、そういうやり方で皆さんがされているのかなと思ひまして。

委員 私自身は、自分のダウンを・・・拠点回収にダウンは出せるのでしょうか。

委員 古着そのものは、人が着ていた物を出すということなので、ダウンジャケットであろうが綿であろうが、それを、また着ることが出来るという状態のものであればすべて行政回収の資源回収することができます。
例えば切り刻んだダウンジャケットのような再利用とか再使用ができないものに関しては、難しいところがあります。
今、話に出ているメルカリでも売買できるような古着であれば、集団回収であろうが、行政回収であろうが、これは駄目ですよって言われることはないです。

委員 住んでいる地域で行っている集団回収で契約している業者は引き取ってくれなかったです。

委員 我々は、ダウンジャケットとかそういう物でも一切断ることなく、同じようにリサイクルしています。ものによっては外国へ輸出したりするものもありますし、日本の古着屋に出しているものもある。

委員 古着として出せるものは、また着られるものということですよ。

委員 問題なく回収して、再利用、再使用しています。ダウンジャケットなどは、それこそ今おっしゃったように高く売れるというくらいなので、その業者さんがどういう意味で断られたのかなと疑問に思います。

事務局 古着衣料については、今回兵庫県が作ろうとしている計画の三本柱の一つでありますので、古着のリユース・リサイクルってというのは、情報を整理して第2回目にお話ができればよいと思います。それでよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 ほかに家庭系に関する課題等々につきましてご意見等ございますか。では、事業系に関して議論を進めてまいりたいと思います。ご説明の最後が、食品ロスの削減協力店事業についてという事業系のお話になりますので、こちらの方をご説明いただいて、全体の事業系に関する議論をしたいのですが、そういった形でよろしいですか。

会長 では、説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 はい。ありがとうございます。では事業系に関しまして、ご説明ありましたけれども、それに関しまして質疑を行いたいと思います。

委員 食品ロス削減協力店要綱の、登録店の条件の3つ目にある、調理の工夫というのは具体的にどういったことでしょうか。

事務局 例えば、にんじんをむいた皮を使って、野菜だしを取るっていう調理方法があります。従来であれば捨ててしまうような野菜の皮を使ってだしを取って、それをまたお店に出すだとか、ごみができるだけ出ないような、工夫を調理の中でされる。

委員 ステッカーが貼られている業者というのは、この要綱にある4つすべてされている業者さんと思っていいということですか。

事務局 要綱の中でどれか一つになっています。

委員 事業系一般廃棄物の排出状況の写真についてですが

事例①は、事業系一般廃棄物への産業廃棄物混入状況。事例②は資源化可能な紙が、事業系一般廃棄物へ混入している状況として、改善していきたいということで資料に載せておられるのですか。

事務局 そうです。

委員 確かに法律上の違反ではありますが、すべての事業者に対して、これを当てはめて細かく行政が指導していくのには反対です。
規模の大きな事業者であれば、この事例のようなことはしてはならないと思います。将来厳しく指導していただくのは当然だと思いますけども、地域を支えてきた小さな産業についてどう取り扱うかは、行政内部等で話し合ってはどのようなのでしょうか。

会長 ほかに事業系でありますか。

委員 事例②の場合は、資源化可能な紙類が資源の方に分類されても、ごみの減量にはならず、区分されるだけで、ごみの量としては別に変わらないのではないかと思います。

委員 ごみとしてはカウントしないです。資源化可能な紙はごみではないってことですね。

委員 基本情報のこれは生活系の一般家庭のごみなのですけれども、そこで資源の方に出したらごみにはカウントされないという理解でよろしいでしょうか。すべてがごみになってそこで区分されると思っていたので。

事務局 ごみの減量は、排出抑制と資源化が大きく二本立てになっていて、資源化されたものはごみとはならないということです。

委員 資源が増えたらごみの減量になると。

事務局 そうです。分別をがんばって資源化していくとそれがごみの減量につながるということになります。

委員 資源として分別して排出されたら、処理されるルートが違うから、「ごみの量」として量る方にはカウントされないという意味ですね。

会長 まとめさせていただきますと、事業系ごみが少し多いと伊丹市さんは認識されておる

ということで、今後組成調査等できちんと中身を検討して、啓発活動を的確にしていきたい。そして二点目に食品ロス削減推進運動をすることで、事業系一般廃棄物の削減につながるし、市民の啓発にもつながるということで、これを令和5年度すすめていきたいということ。そして、てまえどりにつきましても同様に事業系の廃棄物にも有意義になりますし、市民への啓発にもなるということで、できれば事業者さんの協力をいただきながら、市民の皆様とも一緒にやっていきたいということをご提案されているという形になっております。これについて、最終的にご意見やご質問がありましたら、聞きたいと思いますが、どなたかございますでしょうか。

委員 PPバンド（梱包結束用のバンド）はどういうふうに捨てればいいんですか。

委員 事業活動から出る廃プラスチックは、廃棄物処理の法律上、一般廃棄物に入るという規定がありません。ですから、事業活動から出る紙は、一般廃棄物になることはあるけども、プラスチックは、産業廃棄物になるという法律上のきわめてややこしい部分ですので、少ない量の混入については扱いを慎重に考えた方がよいという意味で、先ほど申し上げました。

委員 それと、資源として再生可能なごみとして捨てられているということで、ごみとして捨てられたら、焼却されるってことなのですね。

会長 はいそうです。これを資源に回すことが出来たら、重さも減らすことが出来ますし、資源としても有効に使えるということで、きちんと分別をしていただけたらということをおっしゃっているということだと思います。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 今日は、事業者さんのご意見が少なかったですけど、いかがですか。

委員 ごみの分別のところで、我々も苦慮しているところもあります。実際にダンボールをできるだけ有価にしたいということはしているのですが、やはりテープ類というのが、けっこう付いていまして、それをどこまで外せば良いかと、よく私どもも聞かれます。なので、ある程度の目安というのは必要なのかなという気はします。

会長 目安も含めて、啓発活動を行っていただけたらと思います。
それでは、議事については、これにて終了とさせていただきます。

事務局 次回の会議では市内の家庭系、事業系ごみに関する調査の内容案や、他市の現状の取り組みなどについて、資料としてお示しして、さらにご意見をいただきたいと考えております。

次回の会議は9月25日、月曜日午後3時からの開催の予定としております。後日正式に会議開催案内をお送りさせていただきますので、万障繰り合わせの上、ご出席くださいますよう、お願い申し上げます。

委員の皆様ありがとうございました。